

千葉県認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、厚生労働大臣が、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第5条の2に基づき医師の確保を特に図るべき区域における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験を有するものであることの認定を行った医師に対して、県内の法第30条の4第6項及び第30条の4第2項第14号（法第30条の4第6項に規定する区域を除く。）に規定する医師少数区域等での勤務を促すことにより、県内の医師偏在の解消を図るため、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及び本要綱に基づき補助金を交付する。

(補助金の交付対象等)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、県内医師少数区域等に所在する病院又は診療所の開設者とする。

2 補助の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、支援の対象となる医師に対し、次の各号に掲げる経費を支援する事業とする。ただし、医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱（平成23年3月31日厚生労働省発医政0331第31号）により選定された事業に限る。

- (1) 医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための研修受講に必要な研修受講料及び旅費
- (2) 医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための新たな専門書購入に必要な図書購入費
- (3) 専門領域のレベル維持のために他病院等で実績を積むために必要な旅費

3 前項における支援の対象となる医師は、法第5条の2第1項の認定を受けた医師で、原則として同一の県内医師少数区域等所在病院又は診療所に週32時間以上（育児・介護休業法の規定に基づき短時間勤務を行っている場合は原則として週30時間以上）勤務する医師とする。

4 2(2)に規定する経費は、支援の対象となる医師のために必要となる図書を病院又は診療所が購入する場合を含む。

5 第1項から第4項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

- ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
- イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
- ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次の各号により算出された合計額とする。

- (1) 別表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付する。また、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別表

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
研修受講経費	認定を受けた医師1人当たり次により算出された額 (1) 研修受講料 10,000円×勤務月数 (2) 旅費 県内2,000円×勤務月数 県外12,000円×勤務月数	旅費 雑役務費（研修受講料）	10分の10
専門書購入経費	認定を受けた医師1人当たり 54,000円	備品費（図書）	
他病院勤務経費	認定を受けた医師1人当たり 県内4,000円×勤務月数 県外24,000円×勤務月数	旅費	

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定による補助金の交付の申請をしようとするときは、知事が別に定める期日までに、千葉県認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業

補助金交付申請書（別記第1号様式）正1部を知事に提出しなければならない。

（交付の条件）

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- （1）補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （4）この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- （5）補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- （6）補助事業完了後に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税等に係る仕入控除税額報告書（別記第2号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。
なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
また、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- （7）その他知事が必要と認める事項

（変更等承認申請）

第6条 前条第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉県認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）正1部を知事に提出しなければならない。

（実績報告書）

第7条 規則第12条に規定する実績報告をするときは、補助事業完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い期日までに、千葉県認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業補助金実績報告書（別記第4号様式）正1部を知事に提出しなければならない。

（交付の請求）

第8条 規則第15条の規定により補助金の交付を請求するときは、千葉県認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業補助金交付請求書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（概算払いの請求）

第9条 規則第16条の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、千葉県認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業補助金概算払請求書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（暴力団密接関係者）

第10条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第3項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

附 則

この要綱は、令和5年9月29日から施行する。

別記第1号様式

文 書 番 号
年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者
住 所
氏名又は名称
(代表者名)
対象施設名

年度千葉県認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業補助金
交付申請書

年度において、次のとおり千葉県認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助金の申請額 金 円
- 2 所要額調書（別紙1）
- 3 事業計画書（別紙2）
- 4 所要額明細書（別紙3）
- 5 基準額算出調書（別紙4）
- 6 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算書の抄本
 - (2) 医療法第5条の2第1項の認定を受けたことを証する書類
 - (3) その他参考となる書類

経費所要額調書

施設名：

区分	総事業費 (A)	寄付金及びその 他の収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (C)(D)(E)のうち 最も少ない額 (F)	補助率 (G)	県補助金 所要額 (F)の合計×(G) (H)
研修 受講 経費	円	円	円	円	円	円	10/10	円
購入 経費 専門書								
勤務 経費 他病院								
合計								

記入要領

- 1 「差引事業費」(C)欄には、「総事業費」(A)欄から「寄付金及びその他の収入額」(B)欄を減じた額を記入すること。
- 2 「選定額」(F)欄には、「差引事業費」(C)欄、「対象経費の支出予定額」(D)欄、「基準額」(E)欄を比較して最も少ない額を記入すること。
- 3 「県補助金所要額」(H)欄には、「選定額」(F)欄の合計に「補助率」(G)欄を乗じた額を記入すること。
また、算出に当たり、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額を記入すること。

所要額明細書

区分	支出予定額	基準額	選定額	算出内訳
(研修受講経費) 旅費 雑役務費(研修受講料)	円	円	円	
小計				
(専門書購入経費) 備品費(図書)※オンラインジャーナル含む				
小計				
(他病院勤務経費) 旅費				
小計				
合計				

別紙4

基準額算出調書

基準額		合計		円		
研修受講経費						
	研修受講料	10,000円 ×	勤務月数 × 人数	=	円	
	旅費	2,000円 ×	勤務月数 × 人数	=	円	
	県内	12,000円 ×	勤務月数 × 人数	=	円	
	県外			=	円	
				小計	円	
専門書購入経費						
				54,000円 × 人数	=	円
他病院勤務経費						
	県内	4,000円 ×	勤務月数 × 人数	=	円	
	県外	24,000円 ×	勤務月数 × 人数	=	円	
				小計	円	

文 書 番 号
年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者
住 所
氏名又は名称
(代表者名)
対象施設名

年度消費税等に係る仕入控除税額報告書

年 月 日千葉県医指令第 号 で補助金交付決定のあった
千葉県認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業補助金について、千葉県
認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業補助金補助金交付要綱第5
条第6号の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の額の確定額 金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除
税額 金 円
- 3 補助金返還相当額 金 円
- 4 その他参考となるべき資料（2及び3の金額の精算の内訳等）

文 書 番 号
年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者
住 所
氏名又は名称
(代表者名)
対象施設名

年度千葉県認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業補助金
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け千葉県医指令第 号で補助金交付決定のあった千葉県認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉県認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業補助金交付要綱第6条の規定により承認申請します。

- 1 変更（中止・廃止）事業名
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更前計画
- 4 変更後計画

別記第4号様式

文 書 番 号
年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者
住 所
氏名又は名称
(代表者名)
対象施設名

年度千葉県認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業補助金
実績報告書

年 月 日付け千葉県医指令第 号で補助金交付の決定のあった
千葉県認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業について、千葉県補助
金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えてその実績を報告します。

- 1 所要額精算書（別紙5）
- 2 事業実績報告書（別紙6）
- 3 所要額明細書（別紙7）
- 5 基準額算出調書（別紙8）
- 4 添付書類
 - (1) 歳入歳出決算書抄本
 - (2) その他参考となる資料

経費所要額精算書

施設名：

区分	総事業費 (A)	寄付金及び その他の収入 額 (B)	差引事業費 (A)-(B) (C)	対象経費の 支出額 (D)	基準額 (E)	選定額 (C)(D)(E)のうち 最も少ない額 (F)	補助率 (G)	補助基本額 (F)の合計×(G) (H)	交付決定額 (I)	県補助金 所要額 (H)と(I)を比較 して少ない額 (J)
研修 受講 経費	円	円	円	円	円	円	10/10	円	円	円
購 入 経 費 専 門 書										
勤 務 経 費 他 病 院										
合 計										

記入要領

- 「差引事業費」(C)欄には、「総事業費」(A)欄から「寄付金及びその他の収入額」(B)を減じた額を記入すること。
- 「選定額」(F)欄には、「差引事業費」(C)欄、「対象経費の支出額」(D)欄、「基準額」(E)欄を比較して最も少ない額を記入すること。
- 「補助基本額」(H)欄には、「選定額」(F)欄の合計に「補助率」(G)欄を乗じた額を記入すること。
また、算出に当たり、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額を記入すること。
- 「県補助金所要額」(J)欄には、「補助基本額」(H)欄と「交付決定額」(I)とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。

所要額明細書

区分	支出済額	基準額	選定額	算出内訳
(研修受講経費) 旅費 雑役務費(研修受講料)	円	円	円	
小計				
(専門書購入経費) 備品費(図書)※オンラインジャーナル含む				
小計				
(他病院勤務経費) 旅費				
小計				
合計				

文 書 番 号
年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者
住 所
氏名又は名称
(代表者名)
対象施設名

年度千葉県認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業補助金
交付請求書

年 月 日付け千葉県医達第 号で額の確定のあった千葉県認定制度
を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業補助金を千葉県補助金等交付規則第1
5条の規定により下記のとおり請求します。

記

金 円

振込先 銀行 支店
口座名
預金種別 普通 ・ 当座
口座番号

文 書 番 号
年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者
住 所
氏名又は名称
(代表者名)
対象施設名

年度千葉県認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業補助金
概算払請求書

年 月 日付け千葉県医指令第 号で補助金交付の決定のあった千葉県認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業補助金を千葉県補助金等交付規則第16条の規定により下記のとおり請求します。

記

金 円

振込先 銀行 支店
口座名
預金種別 普通 ・ 当座
口座番号